

## 「農業委員会に関する改革」に慎重な対応を求める意見書

地域において、農業は地域経済の重要な産業と言うだけでなく、農産物の安定供給機能、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、地域社会の維持活動機能といった多面的な機能を担っている。特に、過疎地や中山間地での農業への依存は大きく、農業を失えば地域の消滅につながるなど地域政策の面からも重要な課題である。

このような農業の位置づけのなかで、農業委員会などの関係団体は、これまで農業・農村の振興や農村地域の生活基盤を支える機能を果たし、全体の底上げに重要な役割を果たしてきた。

今後も農業施策の円滑な推進と農村地域の経済の維持・発展に果たす役割の面から、農業・農村に関する専門性をもった団体・委員会・審議会等の重要性は一層増していくと考えられる。

一方で、農業、農村は多くの課題を抱えており、農業委員会等をはじめ、国・地方行政、流通・小売等民間企業、消費者にいたるまで、我が国の農業の諸課題解決のため、対策の検討や改善への努力が必要なことも事実である。

農業委員会等が時代の変化に対応し、常に改革の努力を行っていかなければならないことは言うまでもないが、それらの改革はあくまで農業者の立場に立った農業者自身による自己改革が基本である。

よって、国においては、農業委員会の改革に当たり結論ありきの性急な議論を行うことなく、過疎地や中山間地の実情に配慮しつつ、農業委員会が時代や環境の変化に即した自己改革を進めていくことができるよう、当事者をはじめ生産者や関係団体の意見を十分聞き、慎重に対応することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月18日

衆議院議長	伊吹文明	殿
参議院議長	山崎正昭	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
農林水産大臣	西川公也	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿
規制改革担当大臣	有村治子	殿
地方創生担当大臣	石破茂	殿

静岡県藤枝市議会  
議長 藪崎 幸裕